

# 不祥事防止のための「金光吉備小学校校内ルール」

浅口市立金光吉備小学校

私たち教職員は、社会的使命と業務の公共性から、法令を遵守し、公務員倫理を意識して行動しなければなりません。健全で適正な教育活動が求められる存在なので、その要請に応えるためには、一人一人が高潔な価値観、倫理観を保持し、誠実かつ公正に諸活動を展開していくことが必要です。

ここに、浅口市立金光吉備小学校の理念のもと「金光吉備小学校校内ルール」を定め、私たち教職員は不祥事を起こさないよう不断の実践に努めます。

## 1 生徒指導について

- ①やむを得ず個別に生徒指導や学習指導にあたる時は、管理職や学年主任、同学年教員に指導時刻、指導場所等を必ず連絡の上、密室にならないように配慮して行う。
- ②児童を指導する際、できるだけ複数の教職員で対応するとともに、必要に応じて、時系列で指導内容や発言内容を記録し、生徒指導主事や管理職に提出する。
- ③やむを得ず児童および保護者を教職員の自家用車に乗せる場合は管理職の許可を得る。
- ④児童および保護者を自宅に招くようなことはしない。

## 2 情報管理・情報機器の使用について

- ①現金やUSBメモリ、秘密文書などを机上に放置しない。
- ②個人情報を含むデータを校外に持ち出さない。やむを得ず持ち出さなければならない時は、管理職の許可を得た上で、学校用のUSBメモリを使用し、所定の管理簿に記載する。翌日速やかに返却する。（帰途に寄り道をしない。家でも厳重に管理する。）
- ③家庭用のパソコン等で、USBに保存したデータを持ち帰って使用する場合、家庭用のパソコンのOSやセキュリティソフトを最新の状態に更新して使用したり、USBメモリのウイルスチェックをしたりする。また、Winnyなどのデータ共有ソフトの入っていないパソコンを使用し、情報が外部に流出することを防ぐ。
- ④データ管理は「校務フォルダ」で行い、個人のパソコンやUSBに保存しない。
- ⑤児童の在校時間には、携帯電話やスマートフォン等を教室に持って行かない。（緊急時や校外学習時には、管理職の許可を得て持って行く。）
- ⑥児童の活動をカメラ・ビデオ等で撮影する際には、原則として学校のカメラやビデオ、タブレット端末、または管理職の許可を得たカメラを使用し、個人の携帯電話やスマートフォンは使用しない。
- ⑦児童および保護者と電話番号やメールアドレス等を交換すること、児童および保護者の携帯電話等に個人の携帯電話等を用いて電話又はメール等を行うことを原則として禁止する。

## 3 公金管理・学校備品について

- ①児童から集金する日は、登校後すぐに声かけをし、金額を確認する。集金後は、一時的に耐火書庫内に保管し、教室には置かない。
- ②現金は机上や引き出しの中には置かない。業者への支払いはできるだけ早く行う。
- ③一時的にでも、絶対に公金の流用は行わない。

- ④学校のパソコンやコピー機を公務以外では使用しない。
- ⑤学校の備品や消耗品を教育目的以外で持ち帰ったり、公務以外で使用したりしない。

#### 4 セクシャルハラスメント・パワーハラスメントについて

- ①教職員と児童・保護者との関わりにおいて、適正な距離感を保つ。
- ②相手を不快にさせるような身体的・性的な言動をしない。

#### 5 懲戒，体罰について

- ①身体に対する侵害を内容とする懲戒や肉体的苦痛を与えるような懲戒をしない。
- ②次のような行為はしない。
  - ・叩く，殴る，蹴る。
  - ・正座，直立等の特定の姿勢を長時間にわたって保持させる。
  - ・人格を否定する，馬鹿にするような発言をする。

#### 6 電話対応について

- ①保護者への連絡および保護者からの連絡は，原則として職員室の固定電話を使う。  
(緊急の場合や管理職の許可を得ている場合はこの限りではない。)
- ②本人(保護者)の承諾なく，電話番号等の個人情報を他者に知らせない。
- ③判断に困るときは，管理職に相談する。
- ④電話中，近くで会話の妨げになるような大声を出したり笑い声を出したりしない。

#### 7 学習規律について

- ①授業開始のチャイムの前に教室に入る。
- ②緊急時以外に，教室に児童を残したまま，長時間廊下等で個別指導をしない。

#### 8 その他

- ①教育公務員として，児童・保護者・地域の人たちから信頼される言動に努める。

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○気持ちのよい挨拶をする。</li><li>○丁寧な言葉遣いをする。</li><li>○素早く真摯な対応をする。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>○緊急時以外，夜遅く保護者に電話をしない。</li><li>○通勤時の服装に気をつける。(ジャージなどでは出勤しない)</li></ul> |
|--|---|

- ②能率的に業務をこなし，常識的な時間の退庁を心がける。

※明らかに法令に違反する内容(酒気帯び運転等)は載せていません。  
※何かありましたら，教頭，養護教諭，または教育委員会(44-7012)等にご相談ください。